

福生市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

平成 23 年 9 月 30 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福生市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成 23 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について、福生市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する規定を除き、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(届出)

第 3 条 条例第 3 条の規定による届出は、防犯カメラを設置しようとする日の 14 日前までに、防犯カメラ設置届（別記様式第 1 号）に条例第 4 条第 2 号に規定する防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置基準」という。）を添えて行わなければならない。

2 条例第 3 条の規定により届け出た事項を変更しようとする場合は、変更しようとする日の 14 日前までに、防犯カメラ届出事項変更届（別記様式第 2 号）により行わなければならない。

3 条例第 3 条の規定により、防犯カメラを廃止しようとするときは、防犯カメラ廃止届（別記様式第 3 号）により行わなければならない。

(設置基準)

第 4 条 設置基準に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 防犯カメラの設置目的に関すること。

(2) 防犯カメラ管理責任者の設置及び防犯カメラを取り扱う者の指定に関すること。

(3) 映像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法に関すること。

(4) 防犯カメラ設置の表示に関すること。

(5) 苦情の処理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適切な管理及び運用のために必要と認めること。

(勸告)

第5条 条例第9条第2項の規定による勸告は、勸告書（別記様式第4号）により行うものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。